



26教高第127号

平成26年4月21日

各都道府県知事

各都道府県教育委員会教育長 様

福島県教育委員会教育長

(公印省略)

平成26年度福島県奨学資金(震災特例採用)奨学生の募集について(依頼)
当県の奨学資金事業につきましては、平素から御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、当県教育委員会では、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により被災し、経済的理由により修学困難となった高校生、専修学校(高等課程)生及び特別支援学校(高等部)生の修学支援を図るため、平成23年度被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を財源とした奨学資金貸与を実施しています。

「震災特例採用」で貸与する奨学資金については、当県の震災後の復興を担う高校生等の将来により一層の負債を負わせ、経済的自立を遅らせることを避けるため、卒業後の奨学生本人の収入が基準額を超えない場合は、特例的に返還義務を免除することとしています。

つきましては、平成26年度奨学生を募集しますので、貴所管の高等学校等に対し、保護者が福島県内に住所を有している生徒への周知及び希望者の推薦を別紙により依頼したく、貴職よりお知らせくださるようお願い申し上げます。

(事務担当 高校教育課 主査 橋 電話024-521-7775)